

香美市地域密着型サービス事業所の指定等について

1 地域密着型サービス事業所の指定状況について（香美市内事業所）

① 地域密着型通所介護事業所 9 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(福)ウエルプラザ	デイサービスセンター こづみ通所介護事業所	物部町大栃 898-1	15	H18. 3. 1
2	(同)坂東	デイサービスセンター えがお	土佐山田町楠目 863 番地 9	15	H22. 10. 1
3	(有)岩城建築設計 事務所	デイサービスときめき 土佐山田店	土佐山田町影山 168 番地	15	H24. 1. 4
4	(株)ワイ・エム・ インターナショナル	デイサービス たからまち	土佐山田町宝町 4 丁目 4 番 32 号 YS マンション 101 号室	10	H24. 11. 20
5	香南香美 老人ホーム組合	デイサービスセンター 白寿通所介護事業所	香北町永野 2152	18	H12. 2. 4
6	(同)あんのん	デイホームおじま家	土佐山田町百石町 2 丁目 4-34 サラス 101	15	H29. 8. 1
7	(株)いろは	デイサービスいろは	土佐山田町宮ノ口 88 番地 14	18	R1. 6. 26
8	(株)いろは	デイサービス いろはの家	土佐山田町楠目 609 番地 1	10	R3. 11. 1
9	(福)香美市 社会福祉協議会	香美市社協デイサービス センターびらふ	香北町菰生野 336-1	18	R6. 4. 1

② 小規模多機能型共同生活介護事業所 2 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(有)マエダメディック	小規模多機能型 居宅介護いあい	香北町美良布 899 番地	25	H27. 10. 21
2	(株)美空	小規模多機能ホーム みそら山田	土佐山田町楠目 1465 番地	29 (※)	H27. 11. 1

(※) みそら山田の定員は R8. 1. 1 から 29 人に変更

③ 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム） 3 事業所

	法人名	事業所名	事業所所在地	定員	指定日
1	(有)マエダメディック	敬愛グループホーム	香北町美良布 899	18	H16. 3. 8
2	(医)岩河会	グループホームびらふ	香北町美良布 1298	18	H16. 12. 1
3	(福)香南会	グループホームゆうりこう	土佐山田町百石町 1 丁目 3-44	18	H19. 7. 1

○令和 7 年度に指定を行った事業所 なし

○令和 7 年度に指定更新を行った事業所 3 事業所

指定更新に係る事項については、平成 22 年 8 月 4 日の本委員会において、事後報告で承認を受けることが了承されました。令和 7 年度に指定更新した以下の事業所について事後報告として承認を求めます。

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービスいろは（指定期間：令和 7 年 6 月 26 日～令和 13 年 6 月 25 日）
- ・デイサービスセンター白寿通所介護事業所（指定期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）

【認知症対応型共同生活介護】

- ・グループホームゆうりこう（指定期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 13 年 6 月 30 日）

○令和 7 年度に指定廃止を行った事業所 2 事業所

【地域密着型通所介護事業所】

- ・デイサービス みそら山田（廃止年月日：令和 8 年 2 月 28 日）

【認知症対応型共同生活介護】

- ・シルバーハウス寿楽（廃止年月日：令和 7 年 12 月 31 日）

○令和 8 年度に指定更新を予定する事業所 なし

2 地域密着型サービス事業者運営指導の実施について

(1) 令和7年度地域密着型サービス事業者運営指導の結果

対 象 事 業 所	デイサービスいろは
実 施 日	令和7年6月24日
実 施 場 所	デイサービスいろは
【指摘事項】 運営規程において、虐待の防止のための措置に関する事項の記載が誤って削除されていたので、修正すること。 ※ 当該指摘については、令和7年7月7日付で改善報告を受理済み。 【口頭指摘事項】 ・苦情対応マニュアルの連絡先の記載に不備があるので修正すること。 ・地域密着型通所介護計画見直しの際には、計画作成時と同様にアセスメントを行う必要があるためアセスメントシートを整備すること。 ・地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用期間開始前に利用者の同意を得ておくこと。	

対 象 事 業 所	グループホームゆうりこう
実 施 日	令和7年11月12日
実 施 場 所	グループホームゆうりこう
【口頭指摘事項】 ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について、基準省令第86条の2が令和6年度改正から追加され、当該委員会の設置及び定期的な開催が義務付けられた（経過措置により令和9年3月31日までは努力義務）が、当該委員会が未設置であったので、経過措置期間終了までには、確実に当該委員会を設置し、開催されるよう留意されたい。	

対 象 事 業 所	デイサービスセンター白寿通所介護事業所
実 施 日	令和8年3月12日
実 施 場 所	デイサービスセンター白寿通所介護事業所
【口頭指摘事項】 ・重要事項説明書の17.相談窓口、苦情対応の記載に「健康介護支援課」とあるが、「高齢介護課」に修正すること。	

- ・事故報告書の簿冊に利用者に関するものと公用車の物損事故のものが混在しているので、別冊に綴じること。
- ・一部の利用者との契約書に日付の不記載などの不備があったので修正すること。
- ・地域密着型通所介護計画の見直し時において、前計画の評価後に新たな計画作成に係るサービス担当者会を開催すること。（一部計画で日付が逆になっていた）
- ・地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用期間開始前に利用者の同意を得ておくこと。（一部計画において同意日が計画作成後になっていた）

（２）令和８年度地域密着型サービス事業者運営指導の予定

各事業所の指定更新年度に合わせて実施しているため、令和８年度において予定はないですが、随時、必要に応じて実施します。